

第35号議案

和解することについて

市が当事者となる損害に係る賠償に関し別紙のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月18日提出

中間市長 福田 浩

【 別 紙 】

1 和解の相手方

株式会社 忠助

代表取締役 力武 浩一

福岡県北九州市八幡西区本城学研台三丁目2-8-102号

2 損害に係る経過の概要

平成30年10月17日付けで損害賠償の額を定め、和解をすることについて専決処分を行い、平成30年12月市議会定例会において議会報告を行った、市立さくら保育園園児バス（以下「本件車両」という。）と第三当事者車両との間で生じた交通事故について、当該公用車の運転を受託していた相手方の責めに帰すべき理由により市に損害が生じたもの。

3 和解の趣旨

(1) 市及び相手方は、次のアからエまでの事項について確認する。

ア 市は、マイクロバス運転委託（園児送迎）の委託者として、本件事故の第三当事者に対し、本件事故の損害賠償金として、平成30年10月17日付け専決処分のとおり西日本自動車共済協同組合から133,031円を支払ったこと。

イ 市は、本件事故によって、本件車両について160,000円の損害を受け、第三当事者から損害賠償金として112,000円、全国市有物件共済会から48,000円の支払を受けたこと。

ウ 本件事故により、市が西日本自動車共済協同組合に支払うべき保険料の差額が、14,440円発生し、少なくともこれが3年間継続すること。

エ アからウまでにより、市の本件事故による損害は43,320円であること。

(2) 相手方は、市に対し、(1)エで確認したとおり43,320円の支払義務のあることを認め、議決の日の翌日から起算して30日以内に市が指定する支払先に示談金を振り込む方法により支払う。この場合において、振込手数料は、相手方の負担とする。

(3) 相手方が(2)の支払を遅滞したときは、遅滞に陥った日から支払済みに至るまで年2分7厘による遅延損害金を付加して支払う。

(4) 市と相手方は、本件事故については、以上で全て解決し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、市の委託を受けた事業者による園児バスを使用した当該委託業務の実施中に発生した交通事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

平成30年10月17日

中間市長 福田 清



記

1 相手方

中間市在住 女性

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

平成30年8月16日(木) 午前8時20分頃

(2) 事故の発生場所

中間市朝霧二丁目11-12の前

(3) 事故の状況

市の委託業務として株式会社忠助の従業員が運転する市立さくら保育園園児バスが中間市朝霧二丁目11-12の前を走行中、右側から左折してきた相手方車両が当該園児バスと衝突した。これにより、相手方車両については前面部のへこみ及び部品の破損が、園児バスについては運転席側前方右角がへこみドアのきしみが生じた。

3 損害賠償の額

133,031円

4 和解の趣旨

本件事故により生じた物件損害につき、市が加入する西日本自動車共済協同組合から上記3の金額を相手方に支払うことにより、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、市及び相手方は、当該物件損害に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。